

令和8年熊本地震に伴う就学援助制度のご案内

八代市では、経済的理由によって就学困難な小中学生の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。このたびの令和8年熊本地震により、家計が急変し、経済的に困りの方はお相談ください。

1 令和8年熊本地震による影響への対応

就学援助制度は、通常、前年または前々年の所得を基に審査し、認定の可否を判断しますが、令和8年熊本地震の影響で家屋に被害を受けたり、休業・離職せざるを得なくなったことにより家計が急変し、経済的に就学が困難な状況となった世帯については、令和8年度に限り、罹災証明書の確認による認定または申請時の収入の状況での判断を行うこととします。

※既に令和8年度就学援助で認定となっている世帯及び生活保護受給世帯（要保護）については、改めて申請する必要はありません。

2 対象となる世帯

- (1) 被災により主たる家計維持者が死亡した世帯
- (2) 被災により、家屋に被害を受けたことなどにより家計が急変した世帯
 - ・罹災証明書の「住家の被害の程度」が、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊のいずれかである世帯
- (3) 被災により、休業、離職、売上の減少等により収入が著しく減少した世帯
 - ・減収後の収入が生活保護法の要保護世帯またはそれに準ずる程度に困窮していると認められる世帯

3 援助の内容

	小学校	中学校
学用品費等 (7～3月分)	1年：9,923円 2～6年：11,625円	1年：18,780円 2～3年：20,483円
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	実費（援助対象として認められるもの）：上限あり	
修学旅行費	実費（援助対象として認められるもの）	
学校給食費	実費	
通学費	実費（片道の通学距離が小学生4km以上、中学生6km以上で、公共交通機関を利用して通学）：校区外通学を行っているものを除く	
医療費	実費	

(裏面へつづく)

4 申請方法

(1) 被災により主たる家計維持者が死亡した世帯

- ① 「就学援助申請書」を八代市ホームページからダウンロードするか学校から受け取り、必要事項を記入する。
- ② 「就学援助申請書」及び被災により死亡したことのわかる書類を学校へ提出。

(2) 被災により、家屋に被害を受けたことなどにより家計が急変した世帯

- ① 「就学援助申請書」を八代市ホームページからダウンロードするか学校から受け取り、必要事項を記入する。
- ② 「就学援助申請書」及び「罹災証明書（写）」を学校へ提出。

(3) 被災により、休業、離職、売上の減少等により収入が著しく減少した世帯

- ① 「就学援助申請書」及び「申立書」を八代市ホームページからダウンロードするか学校から受け取り、必要事項を記入する。
- ② 「就学援助申請書」、「申立書」及び所得が著しく減少したことを証明する書類（下記参照）を学校へ提出。

＜所得が著しく減少したことを証明する書類＞

- ・ 減収前（令和8年7月）の給与明細書と減収後の1か月分の給与明細書
- ・ 離職票又は退職証明書
- ・ 売上及び経費について減収前と減収後が比較できる帳簿

※どのような書類を提出したらよいか分からない場合や、申請期日（令和9年1月29日）までに書類の準備が間に合わない場合などは、学校教育課まで御相談ください。
※審査結果については、後日学校を通じて通知します。

5 申請期限

令和9年1月29日（金）まで

※令和9年1月29日までに申請された方で、認定となった場合は令和8年7月28日分から就学援助費を支給します。

6 その他

- ・ 個別の事情に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。
- ・ 虚偽その他不正な申請があった場合は、支給した就学援助費を返還していただきます。
- ・ 次年度以降については、従前の申請方法と同様となる予定です。

問い合わせ先：八代市教育委員会 学校教育課（TEL：33-6133）
または在籍の学校